

ストップ、 滞納！

納税は納期限内に

皆さんの納税が公共サービスを支えています。

▼問い合わせ
納税係・納付相談窓口
(☎223局3535)

町民の皆さんに納付していただいた町税は、教育・福祉・生活環境・道路整備など、安全で快適なまちづくりをするための貴重な財源です。

また、国民健康保険税は、私たちが思いがけない病気やけがをしたとき、経済的な負担を軽くして、安心して医療を受けるためのものです。

税の滞納はそれらの財源が損なわれるだけでなく、貴重な税金から滞納処分にかかる本来必要のない経費（督促状や催告書などの印刷、送付費用などを支出しなければなりません。町にとっては大きな負担・損失となり、最終的には町民全体の不利益となります。

納期限内納付にご協力ください

税の公平性を保つための 滞納処分

納税は国民の義務であり、本来、主旨に納付していただくものです。納定期を過ぎた場合は督促状の発送などに多額の経費がかかり、その経費も町税で負担することになります。納期限内の納付にご協力をお願いします。

納付相談をご利用ください

軽自動車税、固定資産税、住民税（普通徴収）、国民健康保険税の4税は、納期限内であれば全国のコンビニエンスストアで、24時間、365日納付することができます。仕事などで、役場や金融機関で納付ができない人は、コンビニエンスストアからの納付をお願いします。

滞納処分までの流れ

督促状の送付 文書催告

督促状を送付し、未納分を納付するよう督促（請求）します。それでも納付がない場合は、催告書の送付や電話などによる催告を行います。

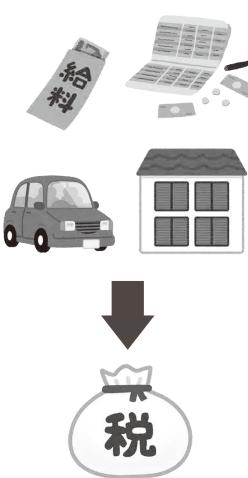
財産調査

金融機関や勤務先など、滞納者の財産を占有する（持っている）第三者などに対して調査を行います。

対象となる財産は、給与、預貯金、不動産、動産、自動車などです。

財産差押

財産調査で発見した滞納者の財産を差し押さえ、滞納者やその財産の利害関係者に「差押通知書」を送付します。



換価処分

差し押された財産を金銭に換えます。

滞納町税 への充当

滞納町税にあてます。

町では、納期限内に納付されない人に対して、督促状を送付し、催告書などにより自主納付を促しています。しかし、納付相談もない、納税に誠意のみられない滞納者（悪質な滞納者）に対しては、納付している人との公平性を保つため、滞納処分として資産や収入の調査を行い、差押えを行います。

差押えの対象は、預貯金、給与、生命保険、国税還付金、不動産、自動車などで、差し押さえた財産は公売などにより換価し、滞納町税に充当します。

期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、給食費、奨学返還金なども、期限内の納付をお願いします。これらについても、滞納者からの相談を受け付けるとともに、納付指導や徴収を強化します。

【令和元年度差押え実施状況】

件 数	金 額
150件	604万7391円



△タイヤロックされた自動車

税にまつわるQ&A

Q 納期限が過ぎてしまつたが、今持っている納付書で納められるのか。

A 納期限を過ぎても、お手持ちの納付書に記載されている金融機関や、役場で納付することができます。

※ただし、納期限を過ぎて納付する場合には、督促手数料や延滞金が加算されることがあります。

Q 納税の相談をしたいけど、忙しくて役場に行く時間がない。

A まずはお電話ください。何の相談もない場合は、財産調査や差押えの手続きをすすめることになります。

Q 借金があるので税金を納付できない。

A さまざまな事情があるでしょうが、大多数の人は納期限内に

納付しています。また、地方税法第14条に「税金はすべての債務に優先する」と定められています。つまり、個人債務（借金）より税金が優先されるのです。

Q 滞納額が少額なので、差押えはありませんよね。

A 滞納に多い少ないはありません。少額であっても滞納には変わりありませんので、財産調査を行い、財産があれば滞納処分（差押え）を行います。

Q 事前の連絡や承諾なしに、財産が差し押さえられた。このようなことが許されるのか。

A 法律では、納期限が過ぎた後、督促状を発送して10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の差押えをしなければならないことになっています。この

場合、本人に対する事前の連絡やその同意は必要ありません。しかし、あくまでも自主的に納付することが原則ですので、督促状などで早期の納税をお願いしています。それでも納付されない時は、税の公平を保つために財産の差押えを行います。

Q 勝手に個人の口座を調べて、金融機関の預金を差し押さえられた。個人財産の調査は、プライバシーの侵害にならないのか。

A 税金を滞納すると、法律（国税徴収法）により、すべての財産に対する調査権限が発生します。

この権限によつて、調査を受ける勤務先の事業所、金融機関などの関係機関は、調査に協力しなければなりません。

これらの財産調査は、個人情報保護法には抵触しません。